

厚生労働科学研究

(子ども家庭総合研究事業)

保育所、学校等関係機関における
虐待対応のあり方に関する調査研究

平成 18 年度総括研究報告書

平成 19(2007)年 3 月

主任研究者 才村 純

目 次

I. 総括研究報告書

研究要旨

研究協力者

A 研究の目的	6
B 研究の方法	6
C 研究結果	7
1. 回収状況	7
2. 調査票 I	7
(1) 回答者の属性	
(2) 運営主体	
(3) 保育所、児童館の属性	
① 子どもの在籍数	
② 職員数	
③ 児童福祉施設からの通所の有無	
④ 児童福祉施設からの通所している児童数	
⑤ 虐待事例の有無	
⑥ 虐待事例の件数	
⑦ 虐待事例人数	
3. 調査票 II (事例調査)	9
問 1. 事例との遭遇時期、子どもの年齢と性別	
① 事例との遭遇時期	
② 遭遇時の子どもの年齢	
③ 現在の在籍、卒業、途中転出の別	
④ 現在の子どもの年齢	
⑤ 子どもの性別	
問 2. それはどのような種別の虐待ですか	
問 3. 最初に誰が虐待を把握されましたか	
問 4. どのような経緯で把握されましたか	
○ 虐待種別とのクロス集計結果	
問 5. 最初に把握した人は、一番最初に誰に相談しましたか	
問 6. 所内(館内)では誰が最終的に情報を集約し、進行管理を行いましたか	
問 7. 把握された後、対応策について所内(館内)のどのような場で検討または決定を行いましたか	
問 8. 問 7 の検討または決定の内容は何ですか	
問 9. 児童相談所、福祉事務所、または市町村に通告、連絡または相談をしましたか	
○ 主な虐待種別とのクロス集計結果	
問 9-1-① 通告・連絡・相談時点で虐待を確信していましたか	
問 9-1-② 通告・連絡・相談先はどこでしたか	
問 9-1-③ どのような立場で通告・連絡・相談をしましたか	

- 問 9-1-④ どのような形式で通告・連絡・相談をしましたか
 問 9-1-⑤ 当該通告・連絡・相談を「児童福祉法第 25 条に基づく通告」として意識しましたか
 問 9-1-⑥ 虐待を疑ってから他の機関に通告・連絡・相談するまでどれくらい時間がかかりましたか
 問 9-1-⑦ 通告・連絡・相談先とは主に誰が調整を行いましたか
 問 9-1-⑧ 通告・連絡・相談に先立って区市町村主管課と協議されましたか
 問 9-1-⑨ 通告・連絡・相談した後、通告・連絡・相談先との連携を図りましたか
 問 9-1-⑨-1 どのような連携を図りましたか
 問 9-1-⑨-2 通告・連絡・相談先とのその後の連携はうまくいきましたか
 問 9-1-⑨-3 どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか
 ○連携先とのクロス集計結果
 問 9-2 通告・連絡・相談しなかった理由は何ですか
 問 10 児童相談所、福祉事務所、市町村以外の機関と連携しましたか
 問 10-1 どの機関と連携しましたか
 問 10-2 どのような連携を図りましたか
 問 10-3 連携はうまくいきましたか
 問 10-3-1 うまくいったと思われる理由は何ですか
 問 10-3-2 どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか

4. 調査票Ⅲ(意識調査) 20

(1) 回答者の属性

- ① 回答者数と性別
- ② 年齢
- ③ 職種
- ④ 保育所職員、放課後児童健全育成事業での経験年数
- ⑤ 現在の保育所・放課後児童健全育成事業での経験年数
- ⑥ 受け持っている子どもの数

(2) 調査結果

- 問1 過去において、虐待が疑われる事例に関わったことがありますか
 問1-1 虐待への対応において最も苦慮された、または苦慮されていることは何ですか。
 最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください
 問2 あなたは虐待問題に関心がありますか
 問3 あなたは次の事柄を知っていましたか
 ① 虐待の早期発見の努力義務
 ② 通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること
 ③ 通告は、文面のみでなく、面談、電話などでもよいこと
 ④ 守秘義務より通告義務が優先されること
 ⑤ 通告者に関する情報の秘匿
 ○職種とのクロス集計結果
 問4 今後、虐待が疑われたり虐待を発見した場合、あなたは通告しますか
 ○職種とのクロス集計結果
 問4-1 どのような場合に通告しますか
 問4-2 通告しない理由について最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください
 問5 虐待が疑われたり、虐待を発見した場合、保育所、放課後児童健全育成事業内の誰に相談しようと思えますか

- 職種とのクロス集計結果
- 問 5-1 なぜ相談されないのですか
- 問 6 あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか
 - 職種とのクロス集計結果
- 問 7 あなたは、虐待ケースに対応するには関係機関の連携が必要だと思いますか
- 問 8 あなたの市(町村)には、児童虐待防止ネットワークが存在しますか
 - 職種とのクロス集計結果
- 問 9 あなたは、児童虐待防止ネットワークのどのような会議に出席した経験がありますか
 - 職種とのクロス集計結果
 - 虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果
- 問 9-1-① あなたは、機関代表者による会議に定例的に出席していますか
 - 職種とのクロス集計結果
 - 虐待遭遇事例の有無とのクロス集計結果
- 問 9-1-② 機関代表者による会議であなたが関係する事例が検討対象とされましたか
- 問 9-1-③ 機関代表者による会議の主催はどこでしたか
- 問 9-1-④ あなたは、機関代表者による会議をどのように評価していますか
- 問 9-2-① (関係機関職員を対象とした研修会について)その研修会的主催はどでしたか
- 問 9-2-② あなたは、その研修会をどのように評価していますか
- 問 9-3-① あなたは、実務者会議に定例的に出席していますか(保育所のみ設問)
 - 虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果
- 問 9-3-② 実務者会議では、あなたが関係する事例についての情報交換が行われたか
- 問 9-3-③ 実務者会議の主催はどこでしたか
- 問 9-3-④ あなたは、実務者会議をどのように評価していますか
 - 職種とのクロス集計結果
- 問 9-4-① あなたは、実務者で構成されるケース検討会議に定例的に出席していますか
 - 虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果(保育所は除く)
- 問 9-4-② 実務者で構成されるケース検討会議では、あなたが関係する事例が検討対象とされましたか
- 問 9-4-③ 実務者で構成されるケース検討会議の主催はどこでしたか
- 問 9-4-④ あなたは、実務者で構成されるケース検討会議をどのように評価していますか
 - 職種とのクロス集計結果(児童館のみの集計)
- 問 9-5 (会議に出席したことのない回答者について)その理由は何ですか
- 問 10 あなたは、虐待に対する保育所等の対応についてどう思われますか
 - 職種とのクロス集計結果
 - 虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果
- 問 11 あなたは、児童相談所に通告したり、児童相談所と連携した経験がありますか
 - 職種とのクロス集計結果
- 問 12 あなたは、児童相談所の虐待対応にどのようなことを期待しますか
 - 職種とのクロス集計結果
 - 虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果
- 問 13 児童相談所に対してのイメージ
 - 職種とのクロス集計結果
 - 虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果
- 問 14 児童虐待によりよく対応するため、行政に何を望みますか

5. 調査票Ⅲ(問 15:ビネット調査)	33
(1) 単純集計	
① 全体的結果	
② 虐待種別と得点	
(2) クロス集計	
① 性別	
② 年齢	
③ 経験年数	
④ 虐待事例に関わった経験	
⑤ 虐待への関心	
⑥ 虐待を発見した場合の通告	
D. 考察	36
(1) 児童福祉施設が所在する保育所、児童館、幼稚園、学校への支援体制の整備(調査票Ⅰ)	
(2) チームアプローチ体制(調査票Ⅰ)	
(3) 在籍状況と虐待発見の可能性(調査票Ⅱ問 1)	
(4) ネグレクトケースの見極めと対応(調査票Ⅱ問 2)	
(5) 発見時の複数対応の重要性(調査票Ⅱ問 3)	
(6) 発見のチャンネルの広がり(調査票Ⅱ問 4)	
(7) 心理的虐待の発見(調査票Ⅱ問 4)	
(8) チームアプローチの状況(調査票Ⅱ問 5～問 7)	
(9) 対応の決定と通告の状況(調査票Ⅱ問 8、問 9)	
(10) 通告先との連携の課題と問題点	
(11) 各種機関の連携(調査票Ⅱ問 10)	
(12) 制度の周知(調査票Ⅲ問 3、問 4)	
(13) 虐待を発見した場合の対応(調査票Ⅲ問 4)	
(14) 虐待問題についての研修等(調査票Ⅲ問 6)	
(15) 虐待問題についての研究等(調査票Ⅲ問 7、問 8)	
(16) ネットワーク会議に出席した経験(調査票Ⅲ問 9)	
(17) 虐待に対する保育所等の対応(調査票Ⅲ問 10)	
(18) 児童相談所に通告や児童相談所と連携した経験(調査票Ⅲ問 11)	
(19) 児童相談所の虐待対応への期待(調査票Ⅲ問 12)	
(20) 児童相談所に対してのイメージ(調査票Ⅲ問 13)	
(21) 児童虐待によりよく対応するため、行政に望むこと(調査票Ⅲ問 14)	
E. 結論(要約)	45
F. 研究発表	48
G. 集計表	49
H. 資料	153
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	177
III. 子ども虐待対応ガイドライン	

研究報告書

保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究

主任研究者 才村 純(日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長)

研究要旨

本研究は、全国の幼稚園、小学校、中学校、保育所、放課後児童健全育成事業を実施する児童館を対象に、虐待対応の実態や職員の意識等に関する横断的な調査を実施することにより、関係者の意識や関係機関の対応構造を明らかにし、虐待防止施策検討のための基礎的データを提供するとともに、調査結果から明らかになった各施設の特質を踏まえた虐待対応のガイドラインを各施設別に策定するものである。平成 16 年度には、予備調査を実施し、調査項目等の見直しを行った。平成 17 年度には全国の幼稚園、小学校、中学校を対象に、また平成 18 年度には全国の保育所、放課後児童健全育成事業を実施している児童館を対象に質問紙調査を実施した。なお、文部科学省では平成 17 年度、玉井邦夫を主任研究者として全国の都道府県、市町村の教育委員会を対象に虐待の取組みに関する質問紙調査を実施したが、より総合的な実態把握と効果的な提言を行うため、平成 17 年度の調査では玉井班研究と一体的に実施した。また、平成 18 年度、玉井らの研究班では平成 17 年度の調査研究結果を踏まえ、教員向けの研修モジュールを開発したが、本研究における虐待対応ガイドラインは玉井らによる研修モジュールとの整合性を図った。なお、玉井らは、平成 14 年度～15 年度にかけて「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」を行ったが、本研究ではこれとの比較・検証も行った。

< 研究協力者 >

安部 計彦(西南学院大学)
天野 義仁(大阪府泉大津市健康福祉部児童福祉課)
有村 大士(日本子ども家庭総合研究所)
太田 和男(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)
栗原 直樹(さいたま市児童相談所)
小林 京子(東京都・白山東児童館)
塩原 誠志(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)
佐藤 拓代(東大阪市保健所)
志賀口 三枝子(静岡県・和光保育園)
澁谷 昌史(日本子ども家庭総合研究所)
妹尾 洋之(日本子ども家庭総合研究所研修生、神奈川県保健福祉部子ども家庭課)
園田 巖(全国保育協議会、神奈川県・明石町保育園)
玉井 邦夫(山梨大学)
津崎 哲郎(花園大学)
辻 高廣(南アルプス市立櫛形中学校)
辻 厚子(堺市立鳳幼稚園)
野澤 秀之(財団法人児童健全育成推進財団)
濱涯 廣子(安井総合法律事務所)
山下 英三郎(日本社会事業大学)

A. 研究の目的

児童虐待の防止等に関する法律は、関係機関の連携の強化をはじめ、学校の教職員、児童福祉施設の職員やこれら職員が所属する機関等に対し虐待の早期発見の努力義務を課している。また、国及び地方公共団体に対して、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の人材確保、資質の向上、これらの職員が虐待防止に果すべき役割等に関する調査研究と検証を求めている。さらに、平成 16 年の児童福祉法改正では、関係機関による連携基盤である児童虐待防止ネットワークが「要保護児童対策地域協議会」として法定化されるなど、学校や児童福祉施設等における取組みの強化と機関間の連携が強く要請されている。

しかし、玉井邦夫の調査研究「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」(平成 14 年度、平成 15 年度文部科学省研究費補助金)(以下、「先行研究」という。)(注1)によれば、例えば学校においては、虐待の確証がつかめないと理由から通告を躊躇したり、通告した後の連携も円滑に図られているとはいえない実態があることが明らかになっている。

このため、本研究では、全国の保育所、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童健全育成事業を実施する児童館を対象に、虐待対応の実態や教職員の意識に関する横断的な調査を行い、各機関における対応構造や意識構造を明らかにし、虐待防止施策検討の基礎的資料を提供するとともに、調査研究で明らかになった各施設の特質を踏まえて、効果的な対応に資するための各施設向けの虐待対応ガイドラインを策定するものである。

(倫理面への配慮)

調査票への回答者及び事例調査における個人名は無記名とするとともに、個人の意識を聞く調査票Ⅲでは回答者名や回答内容が組織内に知られないように、回答した調査票は回答者各自で封印し、開封せずに組織が回収、返送するようにした。回答は統計的に処理し、公表に際しても、施設名や個人名が特定されないよう配慮した。

B. 研究の方法

本調査研究は、3 年計画であり、本年度は

最終年度である。

平成 16 年度には一部の保育所、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童健全育成事業を実施している児童館の協力を得て予備調査を行い、調査項目等に関する意見を聴取した。これを踏まえ調査票の見直しを行った。

平成 17 年度には、全国の公立小学校、公立中学校、公立幼稚園及び私立幼稚園について、5%の無作為抽出を行い、質問紙調査を実施した。

平成 18 年度は、全国の保育所、放課後児童健全育成事業を実施している児童館を対象にほぼ共通の質問項目からなる質問紙調査を実施した。保育所は 5%の無作為抽出、放課後児童健全育成事業を実施している児童館は数が少なく調査の精度を確保するため悉皆とした。

調査票は、「Ⅰ.基本調査」「Ⅱ.事例調査」「Ⅲ.意識調査(ビネット調査を含む)」からなる。

- ① 調査票Ⅰ：基本調査：施設の属性、虐待事例への遭遇状況等
- ② 事例調査Ⅱ：事例調査(遭遇事例について)虐待の状況、対応状況、機関連携の状況等
- ③ 調査票Ⅲ：意識調査：(各職種・職階を対象に)虐待対応の経験の有無、制度の周知状況、通告意思、機関連携に対する考え方、通告の要否に関するビネット調査

調査の実施期間は、平成 18 年 9 月 29 日～11 月 15 日である。調査票Ⅱ「事例調査」の遭遇事例は平成 14 年 4 月 1 日～18 年 8 月におけるものを対象とした。

調査結果については、単純集計及びクロス集計を行った。

なお、玉井邦夫らは、平成 17 年度に「教育委員会における取り組み状況調査」(文部科学省科学研究費補助金)(以下、「玉井班研究」という。))において、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会及び市町村教育委員会を対象に虐待への対応に関する実態把握を行ったが、より総合的な実態把握と効果的な提言を行うため、調査項目の設定に当っては両研究班で整合性が図れるよう調整を行うなど、本調査研究は玉井班研究と一体的に実施した。

最終年度に当る平成 18 年度には、平成 17

年度・18年度の調査研究結果から明らかになった各施設の特質を踏まえ、保育所、幼稚園保育者向け、および小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者向けの2つに虐待対応ガイドラインを作成した。ガイドラインは、本報告書末尾に掲載している。

なお、平成18年度、玉井班研究では平成17年度の調査研究結果を踏まえ、教員向けの研修モジュールを開発する予定であるが、本研究における虐待対応ガイドラインは玉井班による研修モジュールとの整合性を図った。

本報告書では、平成18年度に実施した保育所、放課後児童健全育成事業を実施している児童館（以下、特に必要な場合を除き、「児童館」という。）についての調査結果を中心にまとめているが、必要に応じて平成17年度に実施した幼稚園、小学校、中学校の結果と比較対照を行っている。

（才村 純）

C. 研究結果

1. 回収状況(表 I-1)

全国の保育所 1,140ヶ所、放課後児童健全育成事業を実施している児童館 1,715ヶ所に対して調査票を送付、うち保育所 728ヶ所、児童館 1,195ヶ所から回答を得た。回収率は保育所 63.9%、児童館 69.7%であった。ただし、保育所、児童館とも未回収件数の中には閉鎖等で回収されなかったものも含まれるので、実際の回収率はこれより高いと考えられる。

2. 調査票 I (基本調査)

(1) 回答者の属性(表 I-2、表 I-3)

保育所は、所長 558人(76.6%)、常勤主任保育士 82人(11.3%)、副所長 23人(3.2%)などとなり、管理職的な立場にある職員に集中している。児童館では、実践現場の代表者(常勤) 606人(50.7%)、実践現場の副代表者(常勤) 151人(12.6%)、実践現場の代表者(非常勤) 124人(10.4%)、放課後児童指導員(常勤) 93人(7.8%)、実践現場の副代表者(非常勤) 63人(5.3%)などとなり、やはり管理職的な立場にある職員による回答が大半を占めている。つまり、いずれの施設種別についても、基本調査票、事例調査票にはその組織を代表し得る職種が多く回答しているといえる。

(2) 運営主体(表 I-4)

運営主体は、保育所では公営 469ヶ所(64.4%)、民営 217ヶ所(29.8%)、児童館では公立公営 813ヶ所(68.0%)、公立民営 258ヶ所(21.6%)、私立民営 41ヶ所(3.4%)となっている。

（才村 純）

(3) 保育所、児童館の属性

① 子どもの在籍数(表 I-5-①、表 I-5-②、表 I-5-③、表 I-5-④、表 I-5-⑤、表 I-5-⑥)

保育所 728ヶ所の総在籍児童数は 58,676人(男 32,214人、女 29,727人)で、内訳は、「0歳児」3,265人(男 1,693人、女 1,572人)、「1歳児」7,338人(男 3,788人、女 3,550人)、「2歳児」9,779人(男 5,182人、女 4,617人)、「3歳児」13,412人(男 6,956人、女 6,456人)、「4歳児」14,222人(男 7,429人、女 6,793人)、「5歳児」13,905人(男 7,166人、女 6,739人)であった。一ヶ所あたりの平均在籍児童数は 92.0人である。0歳児が最も少なく、1歳児、2歳児と年齢が上がるに連れ増加し、3歳児から5歳児まではほぼ同程度の人数となる。いずれの年齢においても、女児よりも男児の方が多い。

児童館 1,195ヶ所の総在籍数(表 I-5-⑥)は 70,300人(男 36,773人、女 33,527人)で、内訳は、「1年生」23,244人(男 12,099人、女 11,145人)、「2年生」19,897人(男 10,183人、女 9,714人)、「3年生」13,531人(男 6,906人、女 6,625人)、「4年生」2,892人(男 1,529人、女 1,363人)、「5年生」1,976人(男 1,242人、女 734人)、「6年生」1,732人(男 1,103人、女 629人)、その他 7,028人(男 3,711人、女 3,317人)であった。一ヶ所あたりの平均在籍児童数は 31.7人である。1年生が最も多く、2年生、3年生と学年が進むにつれ徐々に減り、4年生以降は大幅に少なくなる。これは在籍児童を、事情のある場合を除き、基本的に3年生までを対象としている児童館が殆どであることを示したものであり、児童福祉法第6条の2第2項の規定により保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)を対象とした放課後児童健全育成事業の基準を反映したものであると考えられる。いずれの学年も男児がわずかに多いが、4年生以降は

学年が進むにつれ更に男児の割合が高くなっている。

② 職員数(表 I-6-①、表 I-6-②、表 I-6-③、表 I-6-④、表 I-6-⑤、表 I-6-⑥)

保育所の職員数は、1ヶ所あたりの平均で見ると、「所長」1.0人(内、常勤1.0人、非常勤0.0人)、「副所長」0.3人(内、常勤0.2人、非常勤0.0人)、「主任」1.2人(内、常勤1.2人、非常勤0.0人)、「保育士」13.3人(内、常勤10.1人、非常勤3.3人)、「嘱託医」1.2人(内、常勤0.3人、非常勤0.9人)、「看護師」0.3人(内、常勤0.2人、非常勤0.1人)、「保健師」0.0人(内、常勤0.0人、非常勤0.0人)、「調理員」2.6人(内、常勤1.8人、非常勤0.7人)、「その他」1.8人(内、常勤0.9人、非常勤0.9人)、合計21.6人(内、常勤15.8人、非常勤5.8人)であった。配置が無かった保育所数を職種別に見ると、728ヶ所中、「所長」の配置が無かったのは8ヶ所(1.1%)、「副所長」524ヶ所(72.0%)、「主任」88ヶ所(12.1%)、「保育士」6ヶ所(0.8%)、「嘱託医」248ヶ所(34.1%)、「看護師」516ヶ所(70.9%)、「保健師」670ヶ所(92.0%)、「調理員」40ヶ所(5.5%)となっている。配置されている職員全体の約6割が保育士であり、そのうちの3/4が常勤配置である。嘱託医が常勤配置されている保育所は全体の1/4のみであった。看護師の配置があるのは全体の約3割、看護師は約1割の保育所のみであった。

児童館の職員数は、1ヶ所あたりの平均で見ると、「実践現場の代表者」1.0人(内、常勤0.7人、非常勤0.3人)、「実践現場の副代表者」0.2人(内、常勤0.2人、非常勤0.0人)、「放課後児童指導員」3.4人(内、常勤1.5人、非常勤1.9人)、「その他」1.3人(内、常勤0.5人、非常勤0.7人)、合計5.9人(内、常勤2.9人、非常勤3.0人)であった。職種別に、配置が無かった児童館数を見ると、1,195ヶ所中、「実践現場の代表者」の配置が無かったのは179ヶ所(15.0%)、「実践現場の副代表者」878ヶ所(73.5%)、「放課後児童指導員」97ヶ所(8.1%)となっている。平均的な規模を考えると、児童館一所あたりの平均在籍数が31.7人に対し、5.9人の職員で対応しているということになる。職員の約半数は非常勤配置であった。

(妹尾 洋之)

③ 児童福祉施設からの通所の有無(表 I-7-①)

児童福祉施設から通所している子どもの数は、保育所では、「存在しない」が590ヶ所(81.0%)で最も多く、「乳児院」が19ヶ所(2.6%)、「児童養護施設」が21ヶ所(2.9%)、母子生活支援施設が36ヶ所(4.9%)であった。

児童館では、「存在しない」が924ヶ所(77.3%)、「児童養護施設」が42ヶ所(3.5%)、「情緒障害児短期治療施設」が28ヶ所(2.3%)、「母子生活支援施設」が33ヶ所(2.8%)であった。

通所している子どもがいる場合、何ヶ所の施設から通所しているかをたずねたところ、1件を除いて、通所してくる施設は「1ヶ所」であった(ただし、多くが無回答であった)。この傾向は、幼稚園及び小中学校にも該当する。

④ 児童福祉施設から通所している児童数(表 I-7-④、表 I-7-⑤)

児童福祉施設から通所している子どもがいる場合には、引き続き、その人数をたずねた。

保育所では、「児童養護施設」から「2人」が通所しているところが1ヶ所(4.8%)；児童養護施設から通所している子どもがいる施設数21ヶ所を母数として計算)、「母子生活支援施設」から「1人」が通所しているところが5ヶ所(13.9%；36ヶ所が母数)、「2人」が3ヶ所(8.3%)、「3人」が1ヶ所(2.8%)、「4人」が3ヶ所(8.3%)、「5人以上」が通所しているところが5ヶ所(13.9%)あった(ただし、多くが無回答であった)。

児童館では、「児童養護施設」から「1人」が通所しているところが14ヶ所(33.3%；42ヶ所が母数)、「5人以上」が2ヶ所(4.8%)、「情緒障害児短期治療施設」から「1人」が通所しているところが2ヶ所(7.1%；28ヶ所が母数)、「母子生活支援施設」から「1人」が通所しているところが4ヶ所(12.1%；33ヶ所が母数)、「3人」が1ヶ所(3.0%)、「5人以上」が3ヶ所(9.1%)であった。

ちなみに、小・中学校においては、無回答も少なくなかったが、回答があったすべての該当校において「5人以上」であり、そのほかの機関とは異なる傾向を示していた。

(澁谷昌史)

⑤ 虐待事例の有無(表 I-8-①)

保育所では、728ヶ所のうち、「ある」が313ヶ所(43.0%)、「ない」が352ヶ所(48.4%)、「無回答」が63ヶ所(8.7%)であった。児童館では、件数1195ヶ所のうち、「ある」が275ヶ所(23.0%)、「ない」が792ヶ所(66.3%)、「無回答」が128ヶ所(10.7%)であった。

昨年度の調査では、「ある」が公立幼稚園19.7%、私立幼稚園22.1%、小学校35.2%、中学校27.6%であり、両年度を比較すると保育所が最も多く、逆に幼稚園が最も少なくなっていた。

⑥-1 虐待事例の件数(表 I-8-②)

保育所では総数313件、児童館では総数275件であった。件数としては、保育所、児童館とも「1件」、「2件」が併せて7割弱となっており、平均は保育所2.0件、児童館1.7件であった。児童館では相対的に件数が少なく、逆に保育所では「5件以上」が5%を超えるなど、保育所によっては集中している様子が伺えた。

また、昨年度と比較してみると、昨年度は件数「1件」に集中し、それぞれ公立幼稚園72.3%、私立幼稚園64.0%、小学校69.4%、中学校66.1%となっていたため、保育所、児童館では、幼稚園、小・中学校と比較して、相対的に保育所、児童館では複数の件数に遭遇している割合が高いことが分かった。

1年以内の件数(表 I-8-③)では、1件に集中し、保育所125カ所(39.9%)、児童館118カ所(42.9%)となっていた。期間が短いため、件数自体は少ないが虐待事例件数が566件あるうち、1年間の事例が304件(53.7%)と半数を超えており、件数の増加が伺える。

⑥-2 1年間の虐待事例の件数(表 I-8-③)

1年以内の件数では、「1件」に集中し、保育所125ヶ所(39.9%)、児童館118ヶ所(42.9%)が「1件」となっていた。件数は期間が短いやめ少なくなっている。しかし、全体で虐待事例件数が566件あるうち、1年間の事例が304件(53.7%)と半数を超えており、件数の増加が伺える。

⑦-1 虐待事例人数(表 I-8-④)

保育所では合計723名、1カ所あたりの平均

2.5名であった。また、児童館では合計493名で、1カ所あたりの平均は2.0名であった。具体的にみてみると、「1人」「2人」では保育所と児童館ではほとんど同数となっているが、「3人」「4人」「5人以上」だと、保育所の値が高くなっていた。特に保育所では「5名以上」が38カ所(12.2%)であるのに対して、児童館では20カ所(7.3%)となっている。

なお、昨年度と比較すると、1人が幼稚園39カ所(54.2%)、小学校183カ所(51.3%)、中学校75カ所(62.0%)であり、保育所、児童館に比して、幼稚園、小・中学校では相対的に接する子どもの人数は少なくなっている。

⑦-2 1年間の虐待事例人数(表 I-8-⑤)

保育所では合計358人、1カ所あたりの平均1.4名であり、児童館では合計264名、1カ所あたりの平均1.2名であった。⑦-1と同様、「1人」では保育所103カ所(32.9%)、児童館104カ所(37.8%)となっており、児童館が多い。逆に、「2人」では保育所50カ所(16.0%)、児童館32カ所(11.6%)、「3人」だと保育所28カ所(8.9%)、児童館13カ所(4.7%)となっており、相対的に保育所の方が人数が多くなる傾向があった。

(有村大士)

3. 調査票Ⅱ

問1 事例との遭遇時期、子どもの年齢と性別

① 事例との遭遇時期(表Ⅱ-1-①)

保育所では、総数693件中、平成14年以前が111件、平成15年が94件、平成16年116件、平成17年191件、平成18年が148件、無回答33件となっている。

児童館では、総数511件中、平成14年以前が88件、平成15年が59件、平成16年95件、平成17年128件、平成18年が120件、無回答21件となっている。

いずれの機関も年度を追って増加傾向にあることがわかる。平成18年については数値は少なくなっているが、8月末までのものであることを考えると、増加が更に加速している傾向が見受けられる。

② 遭遇時の子どもの年齢(表Ⅱ-1-②)

保育所では、総数693件中、「0歳児」が25件(3.6%)、「1歳児」78件(11.3%)、「2歳児」

100件(14.4%)、「3歳児」139件(20.1%)、「4歳児」138件(19.9%)、「5歳児」152件(21.9%)などとなっている。把握される事例は年齢が高くなるほど増えているが、これは虐待の発生割合を反映したものというよりは、乳児よりも幼児の方が定員が多いことや、本人からの訴えなど把握の機会が増えることなどによるものと考えられる。

一方、児童館では、総数 511 件中「6歳児」が 121 件(23.7%)、「7歳児」159件(31.1%)、「8歳児」99件(19.4%)、「9歳児」52件(10.2%)、「10歳」以上は 50 件(9.8%)で、1~2 年生年齢の割合が高くなっている。これも在籍数を反映したものであると考えられる。

③ 現在の在籍、卒業、途中転出の別(表Ⅱ-1-③)

保育所においては、総数 693 件のうち、「入所中」が 314 件(45.3%)、「すでに卒園済み」が 220 件(31.7%)、「途中転出」は 131 件(18.9%)となっている。

児童館では、総数 511 件のうち、「在籍」が 196 件(38.4%)、「すでに退籍済み」が 280 件(54.8%)となっている。

今回の調査では、平成 14 年にまで遡って、遭遇した虐待事例について尋ねているが、保育所は最長で 5 年以上在籍の可能性があるものの、途中で入退籍する場合もあり、義務教育で原則として 6 年間在籍する小学校と比べ、「入所中」の比率が低くなっている(小学校の「在籍」は昨年度調査で 73.1%であった)。同様の理由で、基本的には長くとも 3 年で退籍に至る児童館の放課後児童健全育成事業では、「在籍中」の子どもの割合は低くなっている。ちなみに、昨年度の調査において、中学校における「在籍中」の割合は 56.7%、幼稚園は 33.7%であった。

④ 現在の子どもの年齢(表Ⅱ-1-④)

保育所では、現在入所中の 314 件のうち、「0歳児」が 7 件(2.2%)、「1歳児」24 件(7.6%)、「2歳児」38 件(12.1%)、「3歳児」56 件(17.8%)、「4歳児」66 件(21.0%)、「5歳児」81 件(25.3%)となっている。

一方、児童館では、在籍 196 件中「6歳児」が 18 件(9.2%)、「7歳児」47 件(24.0%)、「8歳児」66 件(33.7%)、「9歳児」31 件(15.8%)、「10歳」以上は 32 件(16.3%)などとなってい

る。

⑤ 子どもの性別(表Ⅱ-1-⑤)

保育所では、総数 693 件中「男」367 件(53.0%)、「女」291 件(42.0%)、無回答 35 件(5.1%)となっている。

児童館では、総数 511 件中「男」285 件(55.8%)、「女」198 件(38.7%)、無回答が 28 件(5.5%)であった。

いずれも男児が過半数を超えている。

問2 それほどのような種別の虐待ですか(表Ⅱ-2)

主な虐待の種別については、保育所では総数 693 件中、「身体的虐待」277 件(40.0%)、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」314 件(45.3%)、「性的虐待」6 件(0.9%)、「心理的虐待」68 件(9.8%)、「わからない」9 件(1.3%)、無回答 19 件(2.7%)となっている。

児童館では、総数 511 件中、「身体的虐待」175 件(34.2%)、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」252 件(49.3%)、「性的虐待」9 件(1.8%)、「心理的虐待」59 件(11.5%)、「わからない」7 件(1.4%)、無回答 9 件(1.8%)となっている。

主な虐待に付随するその他の虐待(表Ⅱ-2-①)としては、保育所では有効回答数 693 件中、「身体的虐待」が 112 件(16.2%)、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」が 161 件(23.2%)、「性的虐待」が 6 件(0.9%)、「心理的虐待」が 148 件(21.4%)、「特になし」は 83 件(12.0%)、「わからない」が 49 件(7.1%)、無回答が 238 件(34.3%)となっている。

児童館では有効回答数 511 件中、「身体的虐待」が 92 件(18.0%)、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」が 113 件(22.1%)、「性的虐待」8 件(1.6%)、「心理的虐待」145 件(28.4%)、「特になし」は 44 件(8.6%)、「わからない」が 59 件(11.5%)、無回答は 152 件(29.7%)であった。

保育所・児童館とも、最も多いのは「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」となっている。厚生労働省の「福祉行政業務報告」(注 2)によると、平成 17 年度に全国の児童相談所に対応した虐待事例の虐待種別毎の割合は、乳幼児期・学齢期ともに「身体的虐待」が最も多く(乳幼児 43.5%、小学生 42.5%)、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」は次点となっている(乳幼児 38.6%、小学生 38.2%)。このことは、実態として「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」が疑われる

子どもの数が多いが、軽微であったり、あるいは実践現場の対応の中で状況の改善や悪化の防止が可能であると判断されているなどして、児童相談所等への通告・連絡・相談に至らないケースが少なくないことを意味するものであると考えられる。ちなみに昨年度の調査において、小学校の「身体的虐待」は 45.5%、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」43.4%、中学校は「身体的虐待」38.0%、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」が 44.4%であった。

また、「心理的虐待」については、児童相談所の対応数では乳幼児が 17.1%、小学生では 16.8%となっているが、今回の調査では保育所 9.8%、児童館 11.5%と、かなり低い結果が出ている。付随する虐待としては 20%台の数値が出ており、心理的虐待の存在は感じながらも、それをメインに虐待と判断することの難しさがあると考えられる。

問3 最初に誰が虐待を把握されましたか(表Ⅱ-3)

保育所においては、総数 693 件中、「担当保育士」が 410 件(59.3%)で突出して多くっており、次いで「所長」の 55 件(7.9%)、「児童相談所・入所している児童福祉施設からの情報提供」が 50 件(7.2%)、以下、「保健師」20 件(2.9%)、「担当以外の保育士」18 件(2.6%)、「主任保育士」12 件(1.7%)、「副所長」4 件(0.6%)、「看護師」2 件(0.3%)の順で、「その他」が 81 件(11.7%)、「わからない」が 8 件(1.2%)、無回答が 32 件(4.6%)となっている。

児童館では、総数 511 件中、「放課後児童指導員」が 236 件(46.2%)で最も多く、以下、「実践現場の代表者」66 件(12.9%)、「実践現場の副代表者」(10.6%)、「児童相談所・子どもが入所している児童福祉施設からの情報提供」が 36 件(7.0%)の順で、「その他」が 84 件(16.4%)、「わからない」が 10 件(2.0%)、無回答が 25 件(4.9%)となっている。

担当者等、最も身近に子どもと接する立場にある人の発見率が、いずれの施設でも最も高くなっているが、一方でそれ以外の立場の人に発見されるケースも合計すると4~5割にのぼるのであり、複数の人がそれぞれの立場から複眼的に見て行くことの必要性を改めて示唆するものであると考えられる。

問4 どのような経緯で把握されましたか(表Ⅱ

-4)

把握の経緯は、保育所では有効回答数 693 件中、「子どもの身体的様子から」が 378 件(54.5%)と最も多く、次いで「保護者の様子から」が 213 件(30.7%)、「子どもの言動から」が 195 件(28.1%)、「子どもの登園状況から」が 182 件(26.3%)、「子ども本人の話から」が 135 件(19.5%)、「児童相談所・子どもが入所している児童福祉施設からの情報提供」が 82 件(11.8%)、「きょうだいの話から」が 52 件(7.5%)、「他の保護者の話から」が 30 件(4.3%)、「他の職員の話から」が 28 件(4.0%)、「他の子どもの話から」が 7 件(1.0%)の順で、「その他」が 118 件(17.0%)、「わからない」が 3 件(0.4%)、無回答が 25 件(3.6%)となっている。

観察される身体的様子からの把握以外に、子どもの言動や具体的な発言内容から発見につながる場合も少なくないが、年齢的には言語化が必ずしも十分であるとは言えず、その分、保育所を特徴付けるものとして、保護者の様子から把握に至るケースが2番目に多くなっているものと思われる。

児童館では有効回答数 511 件中、「子どもの身体的様子から」が 242 件(47.4%)、「子どもの言動から」が 230 件(45.0%)、次いで「子どもの話から」が 179 件(35.0%)、「保護者の様子から」が 136 件(26.6%)、「子どもの来所状況から」が 95 件(18.6%)、「他の保護者の話から」が 56 件(11.0%)、「きょうだいの話から」が 52 件(10.2%)、「児童相談所・子どもが入所している児童福祉施設からの情報提供」が 51 件(10.0%)、「他の職員の話から」が 33 件(6.5%)、「他の子どもの話から」が 23 件(4.5%)の順で、「その他」が 100 件(19.6%)、無回答が 22 件(4.3%)となっている。

児童館においても、子どもの身体的様子から把握されるケースが最も多くなっているものの、例えば保育所や小学校などと異なり更衣の時間などが基本的にないため、着衣で隠されてしまう部分を観察で発見するには限界がある。その分、子どもの言動から把握されるケース数が拮抗しており、普段と違っているところや、不自然さが感じられる子どもの様子などに注意が払われているものと推察される。

○虐待種別とのクロス集計結果(クロス表Ⅱ-1-1、クロス表Ⅱ-1-2)

把握の経緯について、「身体的虐待」では、

保育所においては「子どもの身体的様子から」が有効回答数 277 件中 207 件と圧倒的に多く、次いで「子どもの言動から」が 77 件、「子ども本人の話から」が 68 件の順となっている。児童館では、やはり同様に、「子どもの身体的様子から」が有効回答数 175 件中 111 件と最も多く、次いで「子どもの言動から」が 73 件、「子ども本人の話から」が 55 件の順となっている。身体的虐待は、子どもの様子・行動・発言などに注意を払うことが、発見につながる最も重要な手立てとなっていることがわかる。

「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」では、保育所においては、「子どもの身体的な様子から」が 314 件中 158 件、「子どもの登園状況から」が 139 件、「保護者の様子から」が 127 件の順となっている。児童館においては、「子どもの言動から」が 252 件中 126 件で最も多く、次いで「子どもの身体的様子から」が 116 件、「子ども本人の話から」が 99 件となっている。対象が小学生年齢である児童館では、ネグレクト(養育の拒否・怠慢)の発見においては本人の言動による場合が増加するが、基本的に身体的虐待と同じく子どもの様子・行動・発言が主な手掛かりとなっている構造は変わらない。それに対し保育所では、身体的様子から把握される場合が最も多いものの、それと並んで登園状況や保護者の様子などから把握される場合が多いことが特徴的であると言える。

性的虐待では、保育所においては、有効回答数 6 件中、「子どもの言動から」が 3 件、「保護者の様子から」及び「児童相談所・子どもが入所している施設からの情報提供」がそれぞれ 1 件であった。児童館においては、有効回答数 9 件中「子どもの言動から」が 6 件、「子ども本人の話から」が 4 件、「きょうだいの話から」が 2 件などとなっている。性的虐待は把握数自体が限られているが、この把握の難しさは、その経緯を見ても、観察等による気づきよりは、本人や周囲からの情報提供がなされなければ発見につながり難いことから伺える。

心理的虐待については、保育所では「保護者の様子から」が有効回答数 68 件中 31 件と最も多く、次いで「子どもの言動から」が 27 件、「子ども本人の話から」が 17 件の順となっている。児童館でも、同様の順位であり、有効回答数 59 件中、それぞれ 25 件、24 件、20 件となっている。心理的虐待の場合は、子どもに対する観察や本人からの訴えによるものも然るこ

とながら、保護者の様子や直接保護者が子どもと接する場面の観察が、発見の大きな手掛かりとなっていることがわかる。ちなみに昨年度の調査では、小学校において「保護者の様子」から把握に至ったのは、「身体的様子」「児童の言動」からによるもの(49 件中 23 件)に次いで 20 件であったが、割合としては他種別に比して「保護者の様子」の占めるウエイトが高く、中学校でも同様の傾向が見られている。幼稚園においては「保護者の様子」からの把握が最も多かった。

問5 最初に把握した人は、一番最初に誰に相談しましたか(表Ⅱ-5)

保育所では、有効回答数 693 件中、「所長」が 453 件(65.4%)、「主任保育士」が 203 件(29.3%)、「担当保育士」が 135 件(19.5%)、「担当以外の保育士」が 80 件(11.5%)、「副所長」が 47 件(6.8%)、「看護師」と「保育士」がそれぞれ 29 件(4.2%)、「嘱託医」5 件(0.7%)、「その他」69 件(10.0%)となっている。「誰にも相談しなかった」のは 4 件(0.6%)、無回答が 57 件(8.2%)であった。

児童館では、総数 511 件中、「実践現場の代表者」が 242 件(47.4%)、「実践現場の副代表者」が 194 件(38.0%)、「放課後児童指導員」が 114 件(22.3%)、「その他」が 111 件(21.7%)となっている。「誰にも相談しなかった」のは 3 件(0.6%)、無回答は 34 件(6.7%)であった。

どちらの機関でも、直属の上司や職場の責任ある立場の人にまず相談を持ちかけていることがわかる。あるいは、担当者以外の立場の人が把握した場合、最初に担当者にその旨を伝えているものと考えられる。いずれにしても、発見者がひとりで抱え込まず、複数で状況を共有し対応にあたるチームアプローチの構えが浸透していることは、誰にも相談しなかったケースが至極わずかであったことから伺える。

問6 所内(館内)では誰が最終的に情報を集約し、進行管理を行いましたか(表Ⅱ-6)

保育所では、総数 693 件中、「所長」が 543 件(78.4%)で他を引き離して最も多く、次いで「主任保育士」が 48 件(6.9%)、「担当保育士」が 44 件(6.3%)、「副所長」7 件(1.0%)、「担当以外の保育士」2 件(0.3%)、「看護師」1 件(0.1%)、「その他」が 5 件(0.7%)となっている。

「情報を集約し進行管理を行った人は特にいなかった」のは11件(1.6%)、「わからない」は3件(0.4%)、無回答は29件(4.2%)であった。

児童館では、総数511件中、「実践現場の代表者」が244件(47.7%)、「実践現場の副代表者」が83件(16.2%)、「放課後児童指導員」が31件(6.1%)、その他が89件(17.4%)となっている。「情報を集約し進行管理を行った人は特にいない」のは21件(4.1%)、「わからない」は10件(2.0%)、無回答は33件(6.5%)であった。

機関内での対応を有効かつ円滑に執り行うために重要なケースマネジメントの部分についてであるが、基本的には、より責任のある立場の人が情報を集約し進行管理を行っている様子が伺えるものの、児童館では実践現場の代表者だけでなく、担当者等への分散が見られる。また、児童館においては「その他」の割合が多くなっているが、ここには、区市町村の主管課や、子どもが在籍する小学校などとの連携が多く含まれていることが予想される。

問7 把握された後、対応策について所内(館内)のどのような場で検討または決定を行いましたか。(表Ⅱ-7)

保育所では、総数693件中、「会議・打ち合わせ・職員会議において」が317件(45.7%)、「上司に個別に相談」が253件(36.5%)であった。「上司以外の職員に個別に相談」が8件(1.2%)、「同僚に私的に相談」が1件(0.1%)、「その他」が58件(8.4%)となっている。「特に検討または決定を行わなかった」のは11件(1.6%)、無回答は45件(6.5%)である。

児童館では、総数511件中、「会議・打ち合わせ・職員会議において」が320件(62.6%)で最も多く、次いで「上司に個別に相談」が64件(12.5%)、「上司以外の職員に個別に相談」と、「同僚に私的に相談」がそれぞれ13件(2.5%)、「その他」が50件(9.8%)となっている。「特に検討または決定を行わなかった」のは26件(5.1%)、無回答が25件(4.9%)であった。

どちらの機関でも、全体的な会議等の場で検討されているケースが最も多くなっているが、保育所では上司との個別の相談の中で検討・決定がなされているものも少なくない。これは、組織の大きさ等の関係から、タイムリーな判断を行う上でこのようなスタイルがとられることが多いのではないかと推察される。

問8 問7の検討または決定の内容は何ですか(表Ⅱ-8)

対応策の検討または決定内容としては、保育所では有効回答数693件中、「担当保育士が経過を見る」が458件(66.1%)と最も多く、「児童相談所に通告・連絡・相談」が268件(38.7%)、「担当保育士が保護者への指導など中心的な対応を行う」が231件(33.3%)、「区市町村主管課に相談する」が210件(30.3%)、「担当保育士が子どもへの指導など中心的な対応を行う」が202件(29.1%)となっている。以下、職員同士で役割分担するなど保育所を挙げて経過を見る」が165件(23.8%)、「主任保育士が経過を見る」が128件(18.5%)、「保健所・保健センターに相談」が125件(18.0%)、「職員同士で役割分担をするなど保育所を挙げて保護者や児童への指導など積極的な対応を行うことにした」が108件(15.6%)、「担当・主任保育士以外の職員が保護者への指導など中心的な対応を行う」が99件(14.3%)、「ネットワーク会議を通じて関係機関との対応を協議」が98件(14.1%)、「福祉事務所に相談」が97件(14.0%)であった。以下、「主任保育士が保護者への指導など中心的な対応を行う」が84件(12.1%)、「その他の機関に相談」が63件(9.1%)、「担当・主任保育士以外の職員が経過を見る」が50件(7.2%)、「主任保育士が子どもへの指導など中心的な対応を行う」が18件(2.6%)、「担当・主任保育士以外の職員が子どもへの指導など積極的な対応を行う」が13件(1.9%)、「警察に相談する」は7件(1.0%)、「理事会に相談」1件(0.1%)であった。一方で「対応についての方向性は出なかった、または現在出ていない」は15件(2.2%)、無回答は33件(4.8%)であった。

保育所において、児童相談所への通告等は4割に満たず、並んで虐待の通告先とされている区市町村や福祉事務所を合わせても、7割程度であり、「担当保育士が経過を見る」を筆頭に、保育所内での対応が選択されることが少なくないことがわかる。

児童館では、有効回答数511件中、「放課後児童指導員が経過を見る」が282件(55.2%)で最も多く、次いで「放課後児童指導員が子どもへの指導など中心的な対応を行う」が143件(28.0%)、「児童相談所に通告・連絡・相談」が138件(27.0%)、「その他の機関に相談」が122件(23.9%)、「放課後児童指導

員が保護者への指導など中心的な対応を行う」が 117 件(22.9%)、「区市町村主管課に相談」が 108 件(21.1%)となっている。以下、「ネットワーク会議を通じて関係機関と対応を協議」が 86 件(16.8%)、「職員同士で役割分担するなど児童館を挙げて経過を見る」が 74 件(14.5%)、「職員同士で役割分担をするなど児童館を挙げて保護者や児童への指導など積極的な対応を行うことにした」が 56 件(11.0%)、「放課後児童指導員以外の職員が経過を見る」が 55 件(10.8%)、「放課後児童指導員以外の職員が保護者への指導など中心的に対応」が 51 件(10.0%)、「保健所・保健センターに相談」が 44 件(8.6%)、「福祉事務所に相談」が 35 件(6.8%)、「放課後児童指導員以外の職員が子どもへの指導など中心的に対応」が 21 件(4.1%)の順となっている。「対応についての方向性は出なかった、または現在出ていない」は 9 件(1.8%)、無回答が 40 件(7.8%)であった。

児童館においても、すぐに虐待通告につながる決定がなされるのは、通告先全てをあわせて過半数を超える程度であり、それ以外は児童館内での対応や、小学校との連携の中での対応が選択されることが少なくない様子が伺われる。

いずれの機関でも、ネットワーク会議での協議が選択されるケースが 1 割 5 分前後あり、状況によっては機関内や児童相談所等通告先と個別の機関間で協議するだけでなく、地域で情報を共有し対策の検討を行うことの必要性が徐々に認識されてきているのではないかと考えられる。

問9 児童相談所、福祉事務所、または市町村に通告、連絡または相談をしましたか(表Ⅱ-9)

保育所においては、総数 693 件中、「通告・連絡・相談した」のは 478 件(69.0%)、「通告・連絡・相談をしなかった」のは 159 件(22.9%)、無回答が 56 件(8.1%)であった。

児童館では、総数 511 件中、「通告・連絡・相談をした」のは 288 件(56.4%)、「通告・連絡・相談をしなかった」のは 177 件(34.6%)、無回答が 46 件(9.0%)だった。

虐待が発見、あるいは疑われても、全てが通告へとつながるわけではなく、問 8 でも見られたように、機関内での対応等が選択される場

合も少なくないことがわかる。しかしながら、昨年度の幼稚園あるいは小学校について調査結果と比較すると、幼稚園では通告したのが 50%程度にしか過ぎなかったためであり、それと比較すると同じ年齢域を対象としていながら保育所の通告率は高くなっている。これは、保育所と幼稚園との間にスタンスの違いを意味している部分もあるかもしれないが、それ以上に在籍児童や家庭のリスクの差の反映により、保育所で発見される事例が、通告につながりやすい重篤性を帯びる可能性が高いことを意味しているのではないかと考えられる。ちなみに、昨年度の調査において、小学校における通告割合は 77.2%、中学校が 81.8%であった。

○主な虐待種別とのクロス集計結果(クロス表Ⅱ-2-1、クロス表Ⅱ-2-2)

虐待の 4 つの種別のうち、「通告・連絡・相談をした」割合が高いものから並べると、保育所においては、「身体的虐待」(74.4%)、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」(69.7%)、「心理的虐待」(63.2%)、「性的虐待」(50.0%)の順となっている。また、「わからない」においては 77.8%が通告等につながっている。保育所全体の平均と比較してみても、身体的虐待が最も通告等につながりやすい傾向を見ることができる。ネグレクト(養育の拒否・怠慢)は、通告等をした割合は全体平均を超えているが、しなかった割合もやはり平均を超えており、早急な通告等を要する場合と見守りの判断がなされる場合と両極あることが予想される。心理的虐待は、通告等につながるケースが 6 割を超えているが、しなかった割合も 3 割近くで最も高く、目に見える傷などが無い中で通告に踏み切るかどうかの判断が難しいことが予想される。「性的虐待」はケース数が限られており、断定的なことは言えないが、このケース数の少なさは発見や確認の困難性を反映した結果ではないかと考えられる。

児童館では、「性的虐待」(66.7%)、「身体的虐待」(63.4%)、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」(55.2%)、「心理的虐待」(49.2%)となっている。児童館の通告に至った割合は、保育所に比べると、ケース数の少なかつた性的虐待を除いていずれも低くなっている。特に、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」と心理的虐待の減少は大きく、心理的虐待では過半数を割っている。乳幼児と比べて小学生では、ネグレク

トや心理的虐待がすぐに生命や身体の安全を脅かす可能性はやや低下する、とのとらえにより、すぐに通告等を行わず様子を見守られているケースが少なくないのではないかと思われる。

問9-1-① 通告・連絡・相談時点で虐待を確信していましたか(表Ⅱ-9-1-①)

保育所においては、通告・連絡・相談をした478件中、その時点で「虐待であると確信していた」のが254件(53.1%)、「疑っていたが核心はなかった」のが201件(42.1%)、無回答は23件(4.8%)であった。

児童館では、通告・連絡・相談をした288件中、「虐待であると確信していた」のは167件(58.0%)、「疑っていたが核心はなかった」のは111件(38.5%)、無回答は10件(3.5%)であった。

通告したケースの中でも、確信が得られていたのはいずれの機関とも5割強に過ぎず、通告等を行ったケース自体が、把握されたケースの6~7割程度であることを考えると、発見から確信を持って通告につながるケースは、全体の3割あまりに過ぎないことになる。

問9-1-② 通告・連絡・相談先はどこでしたか(表Ⅱ-9-1-②)

通告・連絡・相談先としては、保育所においては有効回答数478件中、「児童相談所」が263件(55.0%)、「区市町村」が260件(54.4%)で両肩を並べており、「都道府県の設置する福祉事務所」は76件(15.9%)、無回答が15件(3.1%)となっている。

児童館では、総数288件中、「区市町村」が154件(53.5%)と最も多く、次いで「児童相談所」の137件(47.6%)、「都道府県の設置する福祉事務所」が36件(12.5%)、無回答が10件(3.5%)であった。

日頃の関係性や虐待の重篤度により選択されているものと思われる。

問9-1-③ どのような立場で通告・連絡・相談しましたか(表Ⅱ-9-1-③)

保育所では、総数478件中、「保育所」組織としての通告・連絡・相談が458件(95.8%)とほとんどを占め、担当個人としては5件(1.0%)、「その他」が6件(1.3%)、無回答は9件(1.9%)であった。虐待の通告等に際し、組

織的な対応が徹底されている様子が伺える。

児童館では、総数288件中、「担当者」個人としての通告・連絡・相談が154件(53.5%)と最も多く、「児童館」の組織としては105件(36.5%)、「私人として」が1件(0.3%)、「その他」が16件(5.6%)、無回答は12件(4.2%)となっている。児童館における放課後健全育成事業は、比較的少人数の職員で実施されていることが多く、情報は職員間で共有される場合でも、通告は担当者個人として行われることが多いと予想される。

問9-1-④ どのような形式で通告・連絡・相談をしましたか(表Ⅱ-9-1-④)

保育所では、有効回答数478件中、「電話」によるものが361件(75.5%)で、次いで「面談」が205件(42.9%)、「文書」が67件(14.0%)、「その他」21件(4.4%)、無回答が10件(2.1%)となっている。

児童館でも、有効回答数288件中、最も多いのが「電話」の204件(70.8%)、次いで「面談」が121件(42.0%)、「文書」によるものが35件(12.2%)、「その他」25件(8.7%)、無回答が14件(4.9%)となっている。

どちらの機関とも電話での通告等が7割を超えており、迅速さが求められる第一報は電話で行われることが多いことが伺える。一方で直接顔を合わせての「面談」によるものも4割を超えており、重要かつ複雑な個人情報やり取りとなるので、通告先を訪問するだけでなく、ネットワークや要保護児童対策地域協議会等を含め、様々な機会を活用し、顔が見える状況において通告等が行われていることが予想される。

問9-1-⑤ 当該通告・連絡・相談を「児童福祉法第25条に基づく通告」として意識しましたか(表Ⅱ-9-1-⑤)

保育所においては、総数478件中、「通告であると意識した」ものは、281件(58.8%)、「あくまで相談であり、通告とは意識しなかった」のは143件(29.9%)、「その他」が13件(2.7%)、「わからない」が14件(2.9%)、無回答は27件(5.6%)であった。

児童館では、総数288件中、「通告であると意識した」のは131件(45.5%)、「あくまで相談であり、通告とは意識しなかった」が117件(40.6%)、「その他」が7件(2.4%)、「わからない」が15件(5.2%)、無回答は18件(6.3%)で

あった。

児童虐待防止法では、疑いの場合でも通告ができる旨規定されているが、虐待との確信が持てない場合は通告に躊躇し、差し当たり「相談を持ちかける」という形で連絡がとられることが少なくないのではないかとと思われる。

問9-1-⑥ 虐待を疑ってから他の機関に通告・連絡・相談するまでどれくらい時間がかかりましたか(表Ⅱ-9-1-⑥)

保育所においては、総数 478 件中、「8 時間以内」が 135 件(28.2%)と最も多く、「24 時間以内」が 43 件(9.0%)、「48 時間以内」は 6 件(1.3%)と漸減する。しかし、48 時間を越えると、またある程度の件数がまとまってカウントされている。すなわち、「3 日以内」が 37 件(7.7%)、「1 週間以内」が 31 件(6.5%)、3 週間以内が 26 件(5.4%)、「1 ヶ月以内」が 53 件(11.1%)、「3 ヶ月以内」が 31 件(6.5%)、「4 ヶ月以上」が 42 件(8.8%)となっている。無回答は 74 件(15.5%)であった。

児童館でも、総数 288 件中、最も多いのは「8 時間以内」の 38 件(13.2%)であり、「24 時間以内」27 件(9.4%)、「48 時間以内」15 件(5.2%)と時間を経る毎に一旦減少するが、その後も決して少なくない数値がカウントされている。すなわち、「3 日以内」が 34 件(11.8%)、「1 週間以内」は 33 件(11.5%)、「3 週間以内」は 16 件(5.6%)、「1 ヶ月以内」が 32 件(11.1%)、「3 ヶ月以内」が 21 件(7.3%)、「4 ヶ月以上」が 32 件(11.1%)となっている。無回答は 40 件(13.9%)であった。

虐待が発見されると、できるだけ早い時期に通告を考慮される場合と、当面様子を見て、必要が生じた時点で通告に至る場合の、二極化の現われではないかと考えられる。

問9-1-⑦ 通告・連絡・相談先とは主に誰が調整を行いましたか(表Ⅱ-9-1-⑦)

保育所においては、総数 478 件中、「保育所長」が 397 件(83.1%)と最大で、あとは「主任保育士」が 32 件(6.7%)、「担当保育士」が 16 件(3.3%)、「副所長」が 14 件(2.9%)、「保健師」3 件(0.6%)、「その他」が 8 件(1.7%)であった。無回答は 8 件(1.7%)だった。

児童館では、総数 288 件中、「実践現場の代表者」が 174 件(60.4%)、で最も多く、次いで「実践現場の副代表者」が 68 件(23.6%)、「放

課後児童指導員」が 17 件(5.9%)、「その他」24 件(8.3%)となっている。無回答は 5 件(1.7%)だった。

通告後の調整は、基本的に現場の責任ある立場の人が行うことが多いが、若干ながら担当者が行っている場合もあり、チームアプローチの中でそのような役割分担が行われているのか、チームアプローチがなされていないことの表れなのか、気になるところである。

問9-1-⑧ 通告・連絡・相談に先立って区市町村主管課と協議されましたか(表Ⅱ-9-1-⑧)

保育所では、総数 478 件中、「協議した」のは 309 件(64.6%)、「協議しなかった」のは 130 件(27.2%)、無回答が 39 件(8.2%)であった。

児童館では、総数 288 件中、「協議した」のは 167 件(58.0%)、「協議しなかった」のは 102 件(35.4%)、無回答は 19 件(6.6%)だった。

半数以上は、身近な区市町村と連絡をとり、対応を協議していることがわかる。

問9-1-⑨ 通告・連絡・相談した後、通告・連絡・相談先との連携を図りましたか(表Ⅱ-9-1-⑨)

保育所においては、総数 478 件中、「連携した」が 426 件(89.1%)、「連携しなかった」のは 19 件(4.0%)、無回答 33 件(6.9%)だった。

児童館では、総数 288 件中、「連携した」のは 249 件(86.5%)、「連携しなかった」のは 27 件(9.4%)、無回答が 12 件(4.2%)だった。

9割近くが通告後も連携を図っているのがわかるが、若干ながら連携をとっていないケースも見られる。問9-1-⑨-3「連携がうまくいかなかった理由」と併せ、連携が阻まれる要因の精査は重要だと思われる。

問9-1-⑨-1 どのような連携を図りましたか(表Ⅱ-9-1-⑨-1)

「連携した」と回答のあった中で、その連携の内容を尋ねたところ、保育所では、有効回答数 426 件中、「電話による通告・連絡・相談」が 284 件(66.7%)で最も多く、「継続的な協議・相談」が 254 件(59.6%)でそれに続いている。以下、「役割分担しながら一体的に対応」が 100 件(23.5%)、「一緒に保護者に面接」が 85 件(20.0%)、「事例検討会で検討」が 84 件

(19.7%)、{関係機関との一度の協議・相談}が64件(15.0%)、「一緒に子どもに面接」が55件(12.9%)の順で、「その他」が26件(6.1%)であった。無回答は2件(0.5%)となっている。

児童館では、総数249件中、「電話による通告・連絡・相談」が149件(59.8%)、「継続的な協議・相談」が148件(59.4%)と多く、次いで「役割分担しながら一体的に対応」が61件(24.5%)、「一度の協議・相談」が58件(23.3%)、「一緒に保護者に面接」は31件(12.4%)、「一緒に子どもに面接」は30件(12.0%)、「その他」が6件(2.4%)となっている。「事例検討会で検討」には回答がなかった。また、無回答は7件(2.8%)だった。

差し当たり、電話で情報を伝え合ったり、そうした関係を継続的に続けるという場合が多く、役割分担をしたり、子どもや保護者への対応を一緒に行ったりするような具体的なアプローチの連携がとられているのは、両機関とも20%台以下であった。

問9-1-⑨-2 通告・連絡・相談先とのその後の連携はうまくいきましたか(表Ⅱ-9-1-⑨-2)

保育所では、総数426件中、「うまくいった」のが370件(86.9%)、「うまくいかなかった」のは41件(9.6%)、無回答は15件(3.5%)だった。

児童館では、総数249件中、「うまくいった」のは207件(83.1%)、「うまくいかなかった」のは30件(12.0%)、無回答が12件(4.8%)だった。

8割以上がうまくいったと評価しているものの、1割前後のケースでは不満が残っている現状がある。

問9-1-⑨-3 どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか(表Ⅱ-9-1-⑨-3)

うまくいかなかった理由として、保育所では、総数41件中、「連携が期待通りにならなかったから」とするものが21件(51.2%)と最多で、以下、連携先が「情報のフィードバックをしてくれない」10件(24.4%)、連携先が「忙しかったから」4件(9.8%)、「対応していた職員の異動があったから」2件(4.9%)、「その他」19件(46.3%)となっている。

児童館では、総数30件中、「連携が期待通りにならなかったから」とするものが14件

(46.7%)と最多で、以下、連携先が「情報のフィードバックをしてくれない」7件(23.3%)、「対応していた職員の異動があったから」3件(10.0%)、連携先が「忙しかったから」及び連携先の「職員の異動があったから」がそれぞれ2件(6.7%)、「児童館が忙しかったから」とするものが1件(3.3%)、「その他」8件(26.7%)となっている。無回答は1件(3.3%)であった。

半数前後が、連携が期待通りになっていないと感じており、また、情報をフィードバックしてくれないという不満がそれに続いており、機関間の立場の違いを超えて連携を有効なものとして行くためには、単回の虐待情報の伝達だけでなく、互いに納得行く形でのコミュニケーションを図って行くことが重要であると考えられる。コミュニケーションに関しては、「忙しい」「職員が異動する」ことなども、それを阻む要因になっていると予想される。

○連携先とのクロスの集計結果(クロス表Ⅱ-4-1、クロス表Ⅱ-4-2)

保育所において、上位2つの要因「通告・連絡・相談先との連携が期待通りにならなかったから」と「通告・連絡・相談先が情報のフィードバックをしてくれなかったから」の状況を、通告先に機関別に見ると、「期待通りにならなかった」のは「児童相談所」で45.5%、「都道府県の設置する福祉事務所」60.0%、区市町村54.2%となっており、児童相談所が割合としては他機関と比して低い結果となっている。初期介入において、十分とまでは言えないにしても、他機関よりは体制や専門性が整備されている児童相談所の優位性の現われではないかと思われる。それに対し、「情報のフィードバックがない」という点においては、「児童相談所」31.8%、「都道府県の設置する福祉事務所」20.0%、「区市町村」16.7%と、児童相談所が最も高く、多忙を極めているという事情があるにしても、通告・連絡・相談後の連携体制の確保・維持に対する児童相談所の姿勢が問われる結果ではないかと思われる。

一方、児童館では、連携が「期待通りにならなかった」のは「都道府県の設置する福祉事務所」が66.7%で最も高く、次いで「児童相談所」が50.0%、区市町村が42.9%となっている。それに対し「情報のフィードバックがない」は「区市町村」が35.7%、「児童相談所」が16.7%であった。「都道府県の設置する福祉

事務所」は該当がなかった。「児童相談所」と「区市町村」の位置付けが、保育所の場合と逆になっており、児童館にとって区市町村が、児童虐待対応に当たって通告・連携等を図る上で最も身近であり、また期待もしている先となっていることが予想される。

問9-2 通告・連絡・相談しなかった理由は何ですか(表Ⅱ-9-2-1、表Ⅱ-9-2-2、表Ⅱ-9-2-3、表Ⅱ-9-2-4)

保育所で、第1の理由として最も選択されているのは、「保育所内の対応で可能と判断されたから」で総数159件中73件(45.9%)、第2の理由として最も選択されているのは「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」で29件(18.2%)、第3の理由として最も選択されているのは「虐待の程度が軽いと考えられたため」の23件(14.5%)であった。

児童館で、第1の理由として最も選択されているのは、「児童館内の対応で可能と判断されたから」で総数177件中43件(24.3%)、第2の理由として最も選択されているのは「虐待の程度が軽いと考えられたため」で24件(13.6%)、第3の理由として最も選択されているのは「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」の14件(7.9%)であった。

疑いであっても通告ができるとはいえ、どのラインを超えたら虐待と判断するかという基準を、なかなか持ちにくい状況にあることが予想される。「程度が軽い」という見方については、一概に事態を甘く見ているとは言えず、「通告先に軽く相談したいが、もし大事になってしまったら」という危惧から、通告等をためらってしまうこともあり得るのではないかと考えられる。

(妹尾洋之)

問10 児童相談所、福祉事務所、市町村以外の機関と連携しましたか(表Ⅱ-10)

各種機関との連携状況をたずねたところ、「連携した」は、保育所では402事例(58.0%)、児童館では295事例(57.7%)と半数を超えた。一方、「連携しなかった」は、保育所で118事例(17.0%)、児童館で79事例(15.5%)となっていた。昨年度調査結果も含めてみると、「連携した」が半数を超えなかった機関は、幼稚園のみであった。

問10-1 どの機関と連携しましたか(表Ⅱ-10-1)

「連携した」と回答した事例ごとに、連携した機関について回答を求めた。

保育所では、「児童相談所」が最も多く、279事例(69.4%)で該当していた。次に「区市町村の福祉関係課」が206事例(51.2%)、「区市町村の保健関係課」が98事例(24.4%)、「区市町村保健センター」が72事例(17.9%)、「児童委員」が57事例(14.2%)、「都道府県の福祉事務所」「保健所」がともに45事例(11.2%)の順で多かった。

児童館では、「小学校」が最も多く、197事例(66.8%)であった。次に、「児童相談所」が137事例(46.4%)、「区市町村の福祉関係課」が107事例(36.6%)、「児童委員」が83事例(28.1%)、「その他」が71事例(24.1%)、「児童虐待防止ネットワーク」が38事例(12.9%)、「区市町村の保健関係課」が31事例(10.5%)の順で多かった。

なお、公立幼稚園は、「市町村の福祉関係課」が連携先となることが最も多く(12事例; 46.2%)、そのほかの機関で連携先となることが少ない「児童相談所」は8事例(30.8%)で該当するにとどまった。

同じ幼稚園であっても私立となると、「児童相談所」が7事例(53.8%)と最も多く、「市町村の福祉関係課」は1事例(7.7%)であった。

小学校では、「児童相談所」が235事例(64.6%)と最も多かった。「市町村の福祉関係課」も130事例(35.7%)と多かったが、それ以上に「児童委員」が136事例(37.4%)と多かった。また、「区市町村教育委員会」も119事例(32.7%)と少なくなかった。

中学校でも、最も多かったのは「児童相談所」で60事例(59.4%)であった。しかし、次に多かったのは「警察」で35事例(34.7%)であった。そのほか、「民生委員」が34事例(33.7%)、「区市町村教育委員会」が30事例(29.7%)と比較的連携先となることが多く、「市町村の福祉関係課」は15事例(14.9%)にとどまった。

問10-2 どのような連携を図りましたか(表Ⅱ-10-2)

「連携した」と回答した事例ごとに、連携を図った内容について回答を求めた。

保育所では、「電話による通告・連絡・相談」

が 278 事例(69.2%)、「関係機関との継続的な協議・相談」が 235 事例(58.5%)と比較的多くで該当していた。

児童館でも、最も多かったのは「電話による通告・連絡・相談」で 169 事例(57.3%)、「関係機関との継続的な協議・相談」が次に多く、159 事例(53.9%)であった。

公立幼稚園では、「関係機関との継続的な協議・相談」が 14 事例(53.8%)、「電話による通告・連絡・相談」が 13 事例(50.0%)と多くなっていたが、私立幼稚園では、「電話による通告・連絡・相談」が 10 事例(76.9%)と顕著に高い割合を占め、次に多かったのが「関係機関との継続的な協議・相談」で、4 事例(30.8%)であった。

小中学校は、公立幼稚園や保育所、児童館と同様に、「電話による通告・連絡・相談」と「関係機関との継続的な協議・相談」とが並んで高い割合を示したが、その割合は公立幼稚園よりも高く、とくに中学校では、前者が 72 事例(71.3%)、後者が中学校で 73 事例(72.3%)と、70%を超えていた。

また、一体的に対応を図るに至ったことを示す「一緒に保護者に面接した」「一緒に子どもに面接した」「役割分担しながら一体的に対応した」については、必ずしも多くの事例で該当するものではなかったが、幼稚園よりも小学校、小学校よりも中学校の方が多くの事例で該当していた。とくに「役割分担」は小学校で 96 事例(26.4%)、中学校で 32 事例(31.7%)と比較的高い割合であった。また、福祉施設である保育所、児童館においても「役割分担」は 20%以上で該当していた。

問 10-3 連携はうまくいきましたか(表Ⅱ-10-3-1)

その後の連携状況の評価では、保育所では 201 事例(50.0%)が「うまくいった」、「うまくいった部分もある」が 140 事例(34.8%)、「うまくいかなかった」が 23 事例(5.7%)であった。

児童館では、「うまくいった」が 119 事例(40.3%)、「うまくいった部分もある」が 132 事例(44.7%)、「うまくいかなかった」が 20 事例(6.8%)であった。

昨年度の調査結果も含めて考えれば、「うまくいかなかった」というネガティブな回答は、私立幼稚園で 2 事例(15.4%)、中学校で 14 事例(13.9%)あったことを除き、いずれの機関に

おいても 10%に満たないものであった。とくに、保育所、小学校、中学校では、「うまくいった」への回答が「うまくいった部分もある」に対するものよりも多く集まり、その全事例に占める割合も 50%を超えるものであった。

問 10-3-1 うまくいったと思われる理由は何ですか(表Ⅱ-10-3-①)

「うまくいった」「うまくいった部分もある」と回答した事例ごとに、その理由をたずねた。

保育所では、「子どもの行動への具体的な対応策が得られた」が 137 事例(40.2%)と最も多く、次いで「家庭への具体的な対応策が得られた」が 126 事例(37.0%)、「専門的なアドバイスが得られた」が 107 事例(31.4%)、「子どもが保護された」が 102 事例(29.9%)、「保護者の態度に具体的な変化が見られた」が 99 事例(29.0%)、「精神的なサポートを得ることができた」が 91 事例(26.7%)で該当していた。

児童館では、「子どもの行動への具体的な対応策が得られた」が 104 事例(41.4%)と最も多く、次いで「家庭への具体的な対応策が得られた」が 89 事例(35.5%)、「保護者の態度に具体的な変化が見られた」が 78 事例(31.1%)、「専門的なアドバイスが得られた」が 64 事例(25.5%)、「精神的なサポートを得ることができた」が 61 事例(24.3%)、「子どもが保護された」が 50 事例(19.9%)で該当していた。

幼稚園、小中学校でも、回答が多く集まった選択肢は上記のものとは一致するが、ただ回答割合はやや異なる傾向が見られた。とくに、中学校では、「子どもの行動への具体的な対応策が得られた」に次いで、「子どもが保護された」が 41 事例(47.7%)ときわめて高い回答割合であった。

問 10-3-2 どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか(表Ⅱ-10-3-②)

一方、「うまくいかなかった」と回答した事例についても理由をたずねた。保育所は、「連携先機関が具体的に動いてくれなかったから」が 11 事例(47.8%)、「こちらの望む対応と連携先の対応がずれたから」が 10 事例(43.5%)、「連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかったから」「子どもや保護者などの状況に具体的な改善が見られなかった」がそれぞれ 8 事